

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第22号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	不明（平成20年11月1日 10時00分ごろ判明）	
発生場所	大分県臼杵市下ノ江1284番地所在の株式会社オオツカ内船渠 （概位 北緯33°09.5′ 東経131°49.6′）	
事故等調査の経過	平成21年1月15日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第八開成丸 ^{かいせい} 113トン	
船舶番号、船舶所有者等	120656、黒木水産有限会社	
乗組員等に関する情報	機関長 五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機過給機のタービン側ブレードにき裂等	
事故等の経過	本船は、中間検査工事のために造船所に入渠中、平成20年11月1日10時00分ごろ、主機の過給機（以下、「過給機」という。）が損傷していることが判明し、交換修理された。	
その他の事項	本船は、かつお一本釣に従事する船で、平成20年8月ごろから、主機の、給気圧力が上がらず、排気温度が高く、排気色が黒く、回転数が上げられない状態で運航されていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 過給機のインタークーラーの空気側が汚損していたことから、給気不足で燃焼不良を起こし、排気温度が高い状態で、主機の運転が続けられたため、過給機が損傷した可能性があると考えられる。 本船は、3年前にも同様の症状を発生し、過給機を開放して整備している。 機関長が、主機の給気圧力及び排気温度等に異常を認めた際、過給機を点検して整備していれば、本インシデントは防止できた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、主機の給気圧力及び排気温度等に異常を認めた際に過給機の点検を行わず、排気温度が高い状態で主機の運転が続けられたため、過給機が損傷したことにより発生した可能性があると考えられる。	